

施工時期の平準化等への取り組みの概要

1 趣旨

改正法による働き方改革への取り組みに伴い、適正な労働時間及び休日確保により契約年度内の工事完成（業務完了）が見込めない場合には、受発注者間の協議により積極的に繰越し制度を活用して標準工期を確保します。

2 対象

対象は、原則として次のいずれにも該当する工事（業務）とします。

- ① 令和元年度の下半期以降に契約する工事等。
- ② 着手日から起算して標準工期の最終日が契約年度を超え、かつ標準工期から準備期間（最低30日）と後片付け期間（最低20日）を減じた工期の最終日が、契約年度の3月25日以前となる市単独費の工事。

3 メリット

- ① 標準工期を確保することで、労働者の長時間労働の是正や休日確保の向上を図ることができます。
- ② 例年年度末を完成期日とする工事が集中するため、工期を次年度へ繰り越すことで、施工時期の平準化及び完成検査の分散化を図ることができます。

4 その他

- ① 当初契約の完成期日内（3月25日）に完成が見込めない場合は、受発注者間の協議により繰越し手続きを行います。なお、変更後の工期は、標準工期までの期間とします。
- ② 契約年度内に完成が見込める場合については、完成検査等の手続きに要する日数を考慮した工事完成に努めてください。